

報 道 資 料

令和6年8月26日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）、内線2103

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和6年8月26日に処分の発令をした。

1

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
工場整備課 主務 技術職員 古好 宣雄	39	停職2月	SNS上で知り合った児童に4万2千円を振り込み、同児童に自身のみだらな姿を撮影させて画像を送信させ、これをスマートフォンに保存し所持していた。 当該行為により、令和6年7月13日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・ポルノ禁止法）違反（製造）の容疑で愛知県警察津島警察署に逮捕された。その後、同年同月31日付で、名古屋地方検察庁に不起訴処分（起訴猶予）された。

（適用法令）地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
国保年金課 主務 事務職員	62	減給10分の1 1月	他課の職員と業務を進める中で、同人の右側頭部を掴み、声を荒げて数回引っ張ったり、電卓を投げたりする等の暴行を加えた。

（適用法令）地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

3

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
市民税課 主務 事務職員	38	戒告	令和5年度中に延べ1日1時間欠勤した。

（適用法令）地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号